

# 2027年国際園芸博覧会 ライセンシングプログラムのご案内



2026年5月版

【会場内】

2027年国際園芸博覧会  
マスターライセンスオフィス  
Expo 2027 Yokohama Japan Master Licensing Office



# 2027年国際園芸博覧会 ライセンスングプログラム

---

2027年国際園芸博覧会（正式略称：GREEN×EXPO 2027）のシンボルとして  
世界中から愛され、親しんでいただけるよう制作した  
公式ロゴマーク、公式マスコットキャラクター、  
サブグラフィックや呼称等。

これらを、多くの方々に、広く、  
正しく活用していただくためのご案内がライセンスングプログラムです。

「自然」「環境にやさしい」という「GREEN」と  
博覧会の「EXPO」を掛け合わせた  
「GREEN×EXPO 2027」に込められた想い。  
その想いをのせた良質で多様な商品を広く展開し、  
本博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」を共に創りましょう。

魅力あふれる様々な商品を、世界中の人々に届け、  
未来に語り継がれる国際園芸博覧会となるよう  
是非一緒に期待感と機運を高めていきましょう。

# ライセンスプログラム権利の内容

以下の公式ロゴマーク、公式マスコットキャラクター、サブグラフィック、呼称を使用して、  
契約したカテゴリーのライセンス商品を製造し、  
会場内オフィシャルストアに向けて卸売販売を行うことができます。



公式ロゴマーク



トウク トウク

公式マスコットキャラクター



サブグラフィック

呼称

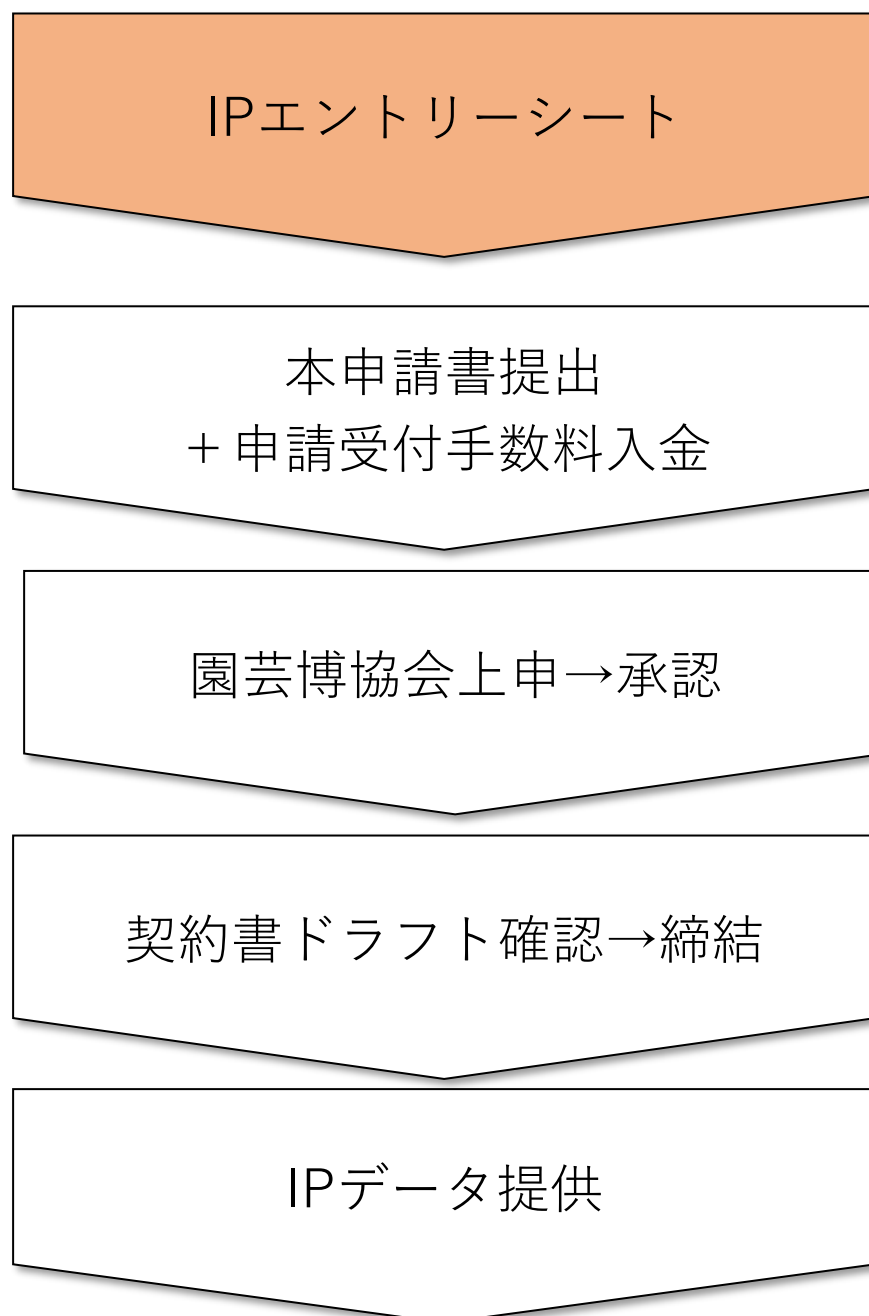
「2027年国際園芸博覧会」  
「International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan」  
「EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN」  
「GREEN×EXPO 2027」

# エントリーについて

※必ずご一読ください。

- 各商品にロゴ・キャラクター・呼称等をつけて商品化するには、各種書類の提出・審査・契約・アプルーバル（承認作業）など、多くのプロセスがございます。

## 申請プロセス



- IPエントリーシートについては、できる限り必要項目をご記載の上、ご提出ください。
- 申請にあたっては、各書類の提出や承認の申請を順番通りに対応いただく必要がございます。IPエントリーシート提出後、2027MLOから連絡がきましたら、すぐに本申請書等の作業をお願いいたします。

IPエントリーシートから契約締結までの期間は

**おおよそ6週間ほど**とお考えください。

※ 申請状況の混雑具合によっては、さらにお時間を要する場合がございます。

契約締結後に、2027MLOよりIPデータの提供させていただきます。

アプルーバル（監修）についてはデザイン承認を受けて以降、各段階での承認を受けてから商品の製造および販売が可能になります。

（9ページ ⑳参照）

上記スケジュールを必ずご確認ください、進行について問題ないという場合は、IPエントリーシートのご提出をお願いいたします。

## ① 販売地域

- 原則、2027年国際園芸博覧会会場内オフィシャルストアへの卸売販売となります。

## ② カテゴリー

- 契約商品カテゴリーは非独占になります。
- 2027年国際園芸博覧会のイメージを損なうおそれのある商品に関しては、許諾が制限される場合があります。

## ③ サブライセンス契約

- 2027年国際園芸博覧会マスターライセンスオフィス（以下、「2027MLO」という。）との契約となります。
- 契約の可否については、必要書類をご提出いただいた後、2027MLOにおいて検討いたします。
- 2027MLOより公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の承認を得た後、サブライセンス契約の締結によって最終的条件が確定いたします。
- なお、サブライセンス契約で定められた主要条件や各種ガイドラインの内容を逸脱された場合は、ロイヤルティ等に加え、契約に基づくペナルティ（違約金）の支払が発生する場合があります。

## ④ 契約期間

- 契約締結日より、最長で2027年9月26日までとなります。

※ 会場内向け公式ライセンス商品は、2027年国際園芸博覧会の会期終了後も在庫販売期間を設ける予定です。

販売期間・方法等の詳細は、別途決定次第、ご案内いたします。

## 5 ロイヤルティ

### ■ 会場内製造・販売のみ（新規）

基準ロイヤルティ料率

メーカー希望小売価格の8%

オーバーロイヤルティ料率

メーカー希望小売価格の10%

### ■ 会場外製造・販売において実績がある（既存）

- 会期前より会場外での機運醸成に貢献いただいたいるサブライセンサーには、公式ライセンス商品の製造・販売実績等を評価加味し、以下の料率を適用させていただきます。
- ただし、会場外許諾商品と同等とみなされる商品に限ります。会場外許諾商品とは異なるカテゴリーの商品を会場内向けに（追加）申請をされた際は、新規（会場内販売のみ）と判断いたします。

【適用条件】 会場外製造・販売において実績があるとみなされるサブライセンサーは、  
以下①～③の全てを、記載の期間内に実施していることが必須となります。

① 2026年5月末日までに「IPエントリーシート【商品・会場外】」を2027MLOに提出していること。

② 2026年7月末日までに、2027MLOと会場外販売におけるサブライセンス契約を締結していること。

③ 2026年10月末日までに、（会場外）公式ライセンス商品を製造・販売開始していること。

※ 製造・販売は、2026年10月末までに販売開始の実績・エビデンスを提出する必要があります。

基準ロイヤルティ料率

メーカー希望小売価格の7%

オーバーロイヤルティ料率

メーカー希望小売価格の9%

## ⑥ ミニマムギャランティ(最低保証金額)

- 金額については、ご提出いただく販売計画を勘案し、協議のうえ決定いたします。支払いは契約書に定められた期日に従って指定する口座に現金（日本円）にてお振込みいただきます。

## ⑦ 売上/製造/ロイヤルティ報告

- 売上/製造/ロイヤルティの報告については、別途定める書式に基づき毎月末から契約書に定められた期日以内にご報告いただきます。

## ⑧ セントラルマーケティング資金

- 公式ライセンス商品の広告・PR活動を一括して行う販促支援とライセンス事業の発展を図る為の業務の活動基金として、メーカー希望小売価格の原則1%（商品アイテムや展開期間・施策により率の追加等変動する場合がございます。）を、別途「セントラルマーケティング資金」として徴収させていただきます。セントラルマーケティング資金は、ロイヤルティ（ミニマムギャランティ含む）のお支払い時に指定の口座に別途お支払いいただきます。  
※カテゴリーやミニマムギャランティによって相談となります。

## ⑨ 申請受付手数料

- 申請受付手数料として、5万円（税別）を徴収し、指定の口座に別途お支払いいただきます。
- 尚、すでにお支払済のサブライセンサーには本手数料は発生いたしません。

## ⑩ 税金、振込み手数料

- ロイヤルティ、申請受付手数料、セントラルマーケティング資金は、別途消費税をお支払いいただきます。
- 振込み手数料は、振込者さまのご負担でお願いいたします。

## ⑪ アプルーバル

- 全ての公式ライセンス商品は、協会所定のデザインマニュアル及び応用デザインマニュアルに合致し、2027年国際園芸博覧会のイメージを損なわないスタイル、品質であること、並びに、法令遵守、SDGsへの配慮が必要です。協会の定めたガイドライン（調達コード、今後策定される会場内品質基準等）に従い、所定の書式とともに、商品製造の全ての過程（①企画デザイン、②プリプロダクションサンプル、③最終サンプル）での2027MLOの書面による事前承認が必要です。プリプロダクションサンプルが承認されて初めて量産が可能となります。また、アプルーバルは、商品の他、パッケージ、タグ、広告宣伝物等も対象となります。

## 12 製造

- サブライセンサーはサブライセンス契約で付与された権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。
- 公式ライセンス商品の製造にあたり、協会が策定する調達コード（環境、労働、品質等）を遵守していただくこととなります。2027MLOの事前承認を得て、第三者に製造を委託する場合には、当該製造業者にもガイドラインの遵守が義務付けられることとなります。
- 製造国については、別途確認が必要となります。
- 2027年国際園芸博覧会のイメージを損なうおそれのある商品等、許諾が制限される場合があります。

## 13 偽造防止措置

- 偽造防止措置のため全ての公式ライセンス商品は、パッケージ、タグ等の偽造防止措置に関わる基準、仕様及びデザインマニュアル、応用デザインマニュアルを遵守するとともに、2027MLOが指定した証紙を貼付のうえ販売していただきます。なお、ホログラムステッカーは2027MLO指定のプロバイダーよりご購入いただきます。

## 14 総合賠償責任保険

- 公式ライセンス商品は、その業界における最高水準の安全性に留意して製造いただくとともに、特に消費者保護の観点から、適切かつ十分な製造物責任保険を含む、総合賠償責任保険に加入する事が義務付けられております。なおこの保険で、協会、2027MLO等を被保険者に追加していただきます。

## 15 販売及び小売業

- 会場内サブライセンス契約に基づく商品が販売できるのは、原則会場内オフィシャルストアのみとなります。その他の会場内における営業出店（事業者）には、原則当該商品の販売権はございません。

## 16 流通・販売計画及びマーケティング情報

- IP使用申請書の提出時に所定の販売計画書を提出していただきます。会場内オフィシャルストアに販売される計画となります。また、サブライセンサーは、契約期間中、会場内向け公式ライセンス商品に関する企画・需要販売動向の各種マーケティング情報を、2027MLOに提出する必要があります。

## 17 広告宣伝の注意事項

- 会場内公式ライセンス商品の広告・宣伝活動は、商品と同様、事前の承認を必要とします。
- サブライセンサーに許諾されている権利は、会場内オフィシャルストアで販売される公式ライセンス商品の広告・宣伝であり、自社を宣伝PRする等出展・協賛企業と混同する行為は認められません。
- 企業名は製造元を明らかにすることを目的とし、企業ロゴ等は使用せず必要最小限の大ききさで表示していただきます。

## 18 申請提出書類 (※1)

1.IPエントリーシート (商品・会場内)	2.IP使用申請書 (商品)	3.販売計画書 (会場内)
4.製造工場 および製造委託先申請書	5.IP使用誓約書	6.新規取引登録書式
7.会社概要および直近3か年 の決算内容が判る資料※2	8.登記簿謄本 (実在性証明の為)	

※1 既に提出実績のあるサブライセンサーは一部分提出不要な書類あり

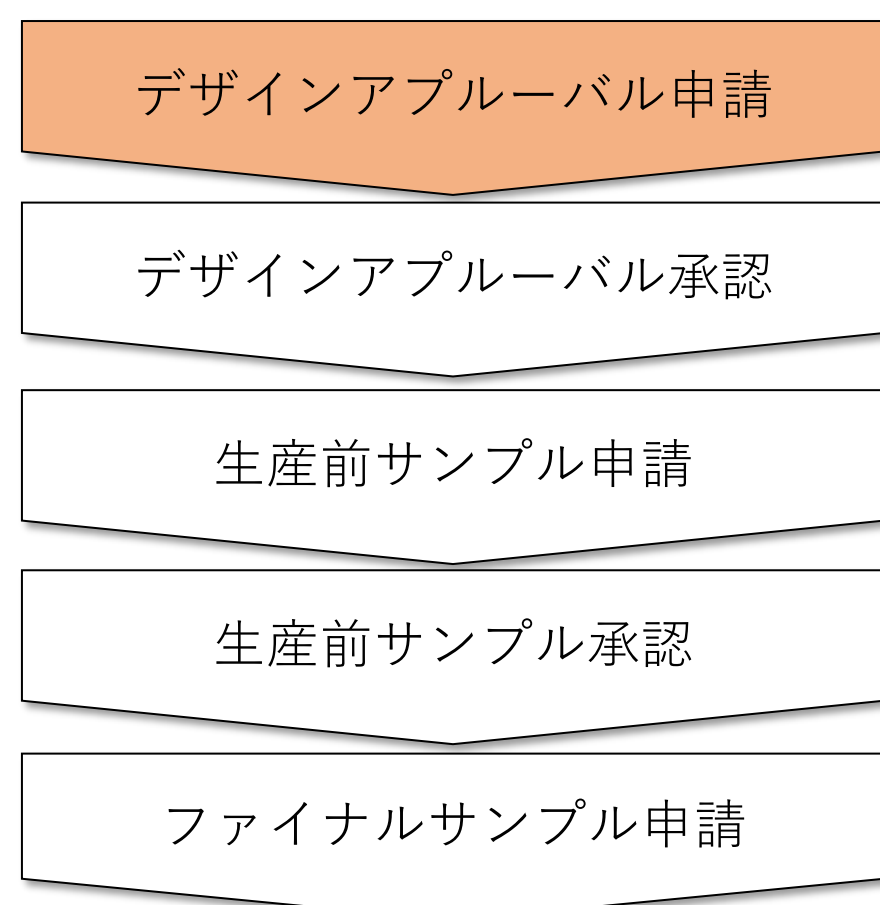
※2 貸借対照表 (BS)、損益計算書 (PL)、株主資本等変動計算書

## 19 2027年国際園芸博覧会マスターライセンスオフィス (2027MLO)

- 協会から業務委託を受け、協会IPの使用権・再許諾権を管理します。

## 20 アプルーバルプロセス

- サブライセンス契約締結後、会場内向け公式ライセンス商品の工程は、Brushupシステム (監修用システム) を活用してデザインアプルーバル承認、生産前サンプル承認とあわせて、協会が定める品質基準をクリアしていただく必要があります。



### ■デザインアプルーバル

- Brushupシステム利用による、デザイン・サンプル等の申請・承認 (※品質アプルーバル用検査品目の確認)

### ■品質アプルーバル

- 実際の品質基準の実査、及びエビデンス提出
- 「デザインアプルーバル申請」～「生産前サンプル承認」までの間に実査エビデンス等の必要書類を提出

※ 協会が定める品質基準に沿って実査を行うため、品質アプルーバル工程に日数を要します。

**2027年国際園芸博覧会マスターライセンスオフィス**  
Expo 2027 Yokohama Japan Master Licensing Office

〒220-0011 横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー3F

**E-mail** : [info@expo2027mlo.jp](mailto:info@expo2027mlo.jp)

**10:00～17:00**

(土・日・祝日・お盆休み・年末年始は除く)